

## 「米国の純潔十字軍運動と反売春法をめぐって」 に関する議論

\*本文章は2005年10月25日から27日、韓国光州市で開催された「平和のための光州アジア女性会議」で発表された。

あん じん  
安 鎮

藤目の発表について、私は二つの点で興奮している。一つは彼女と同じように私もまた民主化を求める光州蜂起に大きな影響を受けたということについてであり、もう一つは韓国と日本での性産業に対する諸政策が米国からの影響を受けているという分析についてである。彼女は歴史的な視点から米国の軍事主義と外交政策が東アジアの性売買防止政策に与えた影響を分析しており、この貴重な分析によって私は多くの洞察を得ることができた。

1980年5月、光州5月蜂起が起こったとき、私はここ光州にあるチョンナム国立大学の学生だった。この蜂起は米国を誠実な友人だ、と信じていた私の心に疑問を投げかけた。蜂起のあと、私は朝鮮の近現代史研究に興味を抱いた。当時、大学院生だった私は光州蜂起によって、日本植民地支配解放後の米軍政政府の研究へと進むことになる。そして「抑圧的国家装置—米軍政政府の研究」というテーマで博士論文を書いた。光州蜂起を経験しなければ、私は社会学者にもフェミニストにもならなかつただろう。光州蜂起の直接の経験者として、また米軍政政府を研究する社会学者として、私は藤目がこのフォーラムに参加し、素晴らしい発表をしてくれたことに特別の感謝を送りたい。

昨年の夏、私は大阪で開かれた日韓共同歴史教材編集のための女性史に関する第6回シンポジウムで、彼女の「日米軍事同盟と売春防止法」に関する研究発表に興味深く聞く機会をえた。このシンポジウムは日本の「女性・戦争・人権」学会と韓国の「戦争と女性・人権センター」が共催したものだった。この集まりは私たちにナショナリズムを越えて、東アジア地域を貫いた女性史を再考する機会を与えてくれた。この地域での私たちの女性としての経験は、共同教科書の執筆のみではなく性的人身売買など多くの課題に共同で取り組むための基盤となるに違いない。

今回、私は性的人身売買に反対する運動のなかで、私たちがどうやって連帯に向けた視点を築

くことができるのか、に焦点を当てて発表したい。米国が公式的に追求しているいわゆる「禁止主義」、またその起源たる米国の純潔十字軍運動の問題に関して、私は藤目の指摘に全面的に賛同する。彼女は因果関係に注目して分析することで、第一次世界大戦中に米国が実施した「アメリカン・プラン」が、1956年に日本で制定された売春防止法に影響を与えたことを明らかにしている。この議論に疑いの余地はなかる。これと同じ分析を1961年に韓国で制定された売春防止法にも適用することができる。売買春政策に関して言えば、日本も韓国も米国の多大な影響下にあったのである。

理論的な面に関して、この論文の焦点は日本

の売買春政策は戦後ずっと日米軍事同盟、および米国の外交政策に大きく影響されてきたということにある。筆者は近年、日韓両国で制定されている性売買防止法もまた米国の「禁止主義」の影響を受けていると主張する。だが韓国と日本には若干の状況の違いがあることから、この点に関しては私には異論がある。韓国のかつての「売春防止法」は藤目の指摘にまさに該当する事例だ。しかし2004年3月に公布され、2004年9月24日に施行された新しい性売買防止法もまた米国に影響を受けたものだ、とする主張は断定的すぎるように思われる。藤目が指摘するように、韓国での性的人身売買をめぐる論争の多くは禁止主義をめぐって集中的にかかわされており、韓国女性たちは反売春、反人身売買についての認識を共有していて、セックス・ワーカーの権利について考えに違いがあるにもかかわらず共通の基盤を築いている。性的人身売買に関する言論や法整備は、ラディカル・フェミニズムに影響をうけた反売春（anti-prostitution）活動家たちの努力の成果である。韓国では1986年にセックス・ワーカーの権利の実現という目的を掲げて設立され、2000年には「韓国女性団体連合会（KWAU）」と協力関係を築いた「ハンソリ会」が反売春運動をリードしてきた。それ以降、女性団体連合とその他の女性の権利に関する団体が法制定に向けて共同の取り組みをすすめ、最終的にそれが実現されたのである。群山市大明洞の売春地区にある密集住宅に放火が行われ、そのことが男性中心の性文化を批判的に捉える必要性を人々に気づかせ、性産業の搾取構造を明らかにする機会を与えた。この運動は性産業に対する社会的認識を大きく変えるものでもあった。つまりそれまで性売買は個人の道徳に関する問題と考えられてきたのだが、いまでは社会構造のなかで捉えられるようになったのである。性売買は性差別社会におけるダブルスタンダードな性規範の帰結であり、セックス・ワーカーは男性の性的権力と性産業の犠牲者である、との認識が広く受け入れられるようになっている。事実、韓国でも女性の責任を含蓄する「売春」という言葉にかわって、「性的人身売買」という用語が使われるようになっており、社会的認識の大きな変化を証明している。性売買に関す

る特別法は米国の「禁止主義」の新しい政策の登場とともに制定されたのではない。それは1990年代に急成長を遂げた韓国の女性運動の成果なのである。この法律は「禁止主義」の枠組みに代わる政策の発展に道を開くものである。

新しい性売買防止法には二つの核となる要件がある。一つはセックス・ワーカーを切実に保護を必要とする犠牲者あるいは人々とみなすこと、もう一つは性産業のピンポンおよび経営者に対する処罰を強化することである。この法律は、性売買が買春者と売春者との二者間の関係ではなく、三者間の関係であることを強調し、その焦点を「売春」から「搾取」および「人身売買」へと移してブローカーの存在に注意を払っている。この韓国の新しい性売買防止法は「禁止主義」の理念に従っているが、しかしその制定の背景は日本の場合とは違う。日本と韓国の状況の違いを理解するためには、1990年代に爆発的な成長を遂げた韓国女性運動と法改正について考えることが必要だ。より深い理解のために、私は藤目に性売買防止法の背景、法の推進者、性売買に関する社会的認識の深さと広がり、などいくつかの点についてより詳細な説明を求めたい。いいかえるなら、日韓両国にはいわゆる「レギュレーションイズム」とよばれる公娼制度や、米軍基地周辺に形成された商業地域など似通った歴史背景があるが、韓国と日本の新しい性売買防止法に存在する違いに関して説明をして欲しいのである。

もう一つの論点は、性売買に対する実践的立場についてである。日本と韓国の「禁止主義」が米国の軍事主義に影響を受けているというだけでは、「禁止主義」に反対する十分な理由とはならない。藤目は確かに「禁止主義」に反対であるが、彼女はこの論文のなかでその立場そのものについての説明をしていない。よく知られているように、道徳的保守主義者とラディカル・フェミニストは性売買の防止について異なる視点をもっているが、しかし両者ともが「禁止主義」の立場をとる。彼女がブッシュ大統領のような保守的「禁止主義」に反対しているのか、あるいはおおよそあらゆる「禁止主義」に反対しているのか、さ

らなる議論が必要である。韓国の新しい性売買防止法は、かつての売春防止法とはまったく異なるものであり、その推進者たちは明らかにラディカル・フェミニズムの「禁止主義」に影響を受けている。

この論文で藤目は性売買に対する立場を1) レギュレーションニズム、2) 廃止主義、3) 禁止主義の三つのカテゴリーに分類している。そして彼女は米国の政策に影響された「禁止主義」に反対する。フェミニストがどの立場を取るべきか、そしてどのような政策が開発されるべきかについて議論をすすめる必要がある。彼女は米軍基地周辺の商業地域ではセックス・ワーカーの90%がフィリピンなどからの出稼ぎ女性であり、男性客からの支配と暴力に対してセックス・ワーカーは脆弱な存在であると強調している。こうした議論から判断するなら、彼女の立場は「廃止主義」にあると推察できる。廃止主義はヨーロッパに起源を持ち、国際廃娼連盟 (IAF) のフェミニストたちが売春の犯罪化と合法化に反対して展開した運動として広く知られている。もし藤目が「廃止主義」の立場を取っているなら、リベラリストの「廃止主義」と彼女の「廃止主義」がどう違うのか明確にする必要がある。なぜならフェミニストの立場からの「廃止主義」は性的人身売買それ自体の非犯罪化あるいは合法化を求めるのではなく、セックス・ワーカーに対する非犯罪化、統制廃止を強く求めるからである。世界中での性産業の増大、貧困の女性化、移民の女性化という状況下でつくられた国連条約の目標とは違い、行き先を持たない「廃止主義」は第三世界の貧困女性を無視し、彼女たちを資本主義の搾取構造のなかでより弱い立場におくような状況をもたらすことになる。なぜなら彼女たちは生存のために性産業に従事することを強制されているのだから。

彼女の議論を延長し、新しいコンセプトとして新廃止主義 (neo-abolitionism) を定義すれば、それは今日の話題に関する議論を発展させる意味あるものとなる。新廃止主義は性売買の非犯罪化を意味するものではないが、セックス・ワーカーを、保護を必要とする人々とみなし、性的人身

売買から脱することを支援する。それはセックス・ワーカーを買うブローカーと、女性を性的快楽のために支配する男性客を犯罪化するための戦略を追求する。簡単にいえば、それはセックス・ワーカーを非犯罪化し、性産業におけるピンブと経営者、そして男性客を犯罪化する。端的にいうとこの立場は性的人身売買そのものの非合法化や犯罪化だけではなく、セックス・ワーカーの非犯罪化をも求めるのである。

藤目は日帝時代の公娼制度を批判しているのだから、「レギュレーションニズム」の立場にないことは言うまでもないだろう。「レギュレーションニズム」は政府の許可に基づいて性的人身売買を法的に認めるものである。「レギュレーションニズム」の下では、売春女性は定期的な性病検査を受けねばならず、居住地も制限される。この立場の前提には男性の性的欲求は自然であり、性売買は必要悪だという暗黙の了解がある。この立場がはらむセクシュアリティの二重基準は、両性の不平等な権力関係を再生産することにも貢献する。この立場からすれば、セックス・ワーカーは男性優位の権力また性産業における搾取者の犠牲者ではなく、退廃を広める不道徳な存在ということになる。

彼女の立場について私がさらなる議論を求める最大の理由は、彼女がこの論文のなかで「セックス・ワーク」あるいは「セックス・ワーカー」という用語を使っていることにある。もし彼女が「売春婦 (prostitute)」という用語を便宜上「セックス・ワーカー」と置き換えただけならば、厳しく議論する必要はない。しかし、もし彼女が性的人身売買のある種の仕事とみなして「セックス・ワーク」という概念を用いているなら、性産業の問題を解決する立場を構築する上でそれは重要な意味をもっている。「セックス・ワーク」という概念はリベラリストによってよく用いられるものであり、そこには人身売買の合法化が含意されている。「セックス・ワーク」という概念を使うリベラリストは、自主的契約によって提供される性的サービスは賃金を発生させるひとつの労働であると主張し、彼らはそれを仕事とみな

すがゆえに性売買の権利の実現に関心を寄せる。私は、この立場はフェミニズムとは相容れないと考える。性的人身売買は平等な性的関係では決してなく、サービス労働に分類されるものでは絶対にない。性的人身売買はそもそも男性の買春者が女性の売春者を支配するという権力関係の発現であり、女性の身体に対する虐待を意味する。いかえれば、性的人身売買は性暴力の別の側面である。性的人身売買を主導しているのは、いつも性産業の資本家と客であり、女性たちはつねに従属している。私は藤目に彼女の立場とセックス・ワーカー推進のリベラリストの立場との違いを明らかにする追加説明を求めたい。

戦争と失業によって貧困を強制された第三世界の女性たちは移民となっている。子どもと女性の人身売買、東南アジアへのセックス観光も増加している。こうした状況のなかで、藤目がいうように、国際連帯の重要性はいくら強調してもしすぎることはないだろう。だが、東南アジア諸国間にも移民女性の流出と流入があり、セックス・ワーカーの需要と供給がある。さらに西洋のフェミニストとこの地域のフェミニストとの連帯についていえば、社会的条件という大きな障害があり、女性運動のイデオロギーにもかなり大きな違いがある。西洋フェミニズムは第三世界のセックス・ワーカーを「貧しい犠牲者」と見る強い傾向がある。私たちが真に国際的な連帯にむけて道を切り開くには、西洋中心意識を克服し、第一世界（西洋）と第三世界（アジア）とに二分化された

境界を越えなければならない。性的人身売買に対する米国の偽善的な政策と世界的な反人身売買運動への介入にどう対処するかは、それぞれの国の親米の度合いによって様々である。フェミニストにとって重要なことは、第三世界のフェミニストが性的人身売買についての共通の意識を築くことを通して、米国の外交政策と軍事主義についての意識を共有することである。理論的意識化によって実践が生まれるのだから。

藤目が指摘するように、米国の「禁止主義」はセックス・ワーカーの要求を排除する。セックス・ワーカーが自らの経験を語り、自らのアイデンティティーを明確にしてそれを実現する道を理解したとき、性的人身売買に対する私たちの態度も同質なものから変化しうるだろう。昨年秋、新しい性売買防止法が施行されたとき、セックス・ワーカーたちは自らの生存権を求めて国会前で抗議行動を行い、マスコミはそれを曲解して伝えた。彼女たちの抗議行動は単なる「禁止主義」に代わる代替策を求めていたのだろう。9月に施行一周年を記念してソウルでシンポジウムが開かれたとき、私はその女性たちが女性活動家に会ってから態度を変えたという話を聞いた。その主な理由は女性活動家たちが説得したからというよりも、女性たちが性産業から脱出するための方法と展望を見つけたという事実による。彼女たちの変化は、女性活動家の姿勢と意識にも影響を与えるだろう。

国際政治の文脈では性的人身売買をめぐる分析があまりないなかで、藤目が人身売買に対する運動と政策への米国の軍事主義の影響について分析してくれた。その情熱と努力に特に感謝を表明したい。

【日本語訳 河合大輔】